

京築地区水道企業団建設工事競争入札に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の法令に特段の定めがあるものを除き、京築地区水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の競争入札方式、発注基準、参加資格その他競争入札の実施に関し基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 一般競争入札方式 契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方式によって競争させ、もっとも有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (3) 指名競争入札方式 資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、もっとも有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法をいう。

(入札方式)

第3条 企業団が発注する建設工事の入札方式は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方式によるものとする。ただし、第1号に該当する場合において、特に急施を要すると企業長が判断するものについては、指名競争入札方式によることができる。

- (1) 設計金額5千万円以上の建設工事 一般競争入札方式
- (2) 設計金額5千万円未満の建設工事 指名競争入札方式

(競争入札参加者に必要な資格)

第4条 競争入札に参加する者に必要な資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5及び第167条の11の規定により、企業長が別に定めるところによるものとする。

(指名競争入札における業者の選定)

第5条 企業長は、指名競争入札における業者を選定するにあたって、京築地区水道企業団競争入札参加者選定に関する規程（平成4年規程第15号）に基づき、公正かつ公平に行うものとする。

(入札辞退の自由)

第6条 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退できるものとする。なお、契約担当者は、これを理由にいかなる不利益な取扱いも行ってはならないものとする。

- 2 契約担当者は、前項の趣旨を入札説明書に記載する等の方法によりあらかじめ入札参加者に周知徹底しておくものとする。

(見積期間の確保)

第7条 企業長は、建設工事の見積期間の設定にあたっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に定める期間を確保しなければならない。

- 2 前項の期間には、京築地区水道企業団職員就業規程（平成3年規程第7号）第16条及び第20条に規定する週休日及び休日（以下「企業団の休日」という。）を含め、見積期間の末日が

企業団の休日となるときは、企業団の休日の翌日を見積期間の末日とする。

(工事費内訳書の提示)

第8条 企業長は、予定価格を事前に公表する工事にあつては、入札に際し工事費内訳書の提示を求めるものとし、この提示は入札に関する条件として明示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

(経過措置)

2 測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業の入札方式については、本要綱の規定にかかわらず、当分の間は指名競争入札とする。